

デジタル時代の著作権協議会（CCD）
2018 年度第 3 回著作物の保護と利活用に関する研究会

議事要旨

日時：2018 年 11 月 30 日（金）10:00～12:00

場所：CRIC 会議室

議題 1：講演：「著作権保護とブロックチェーン」

講師：深津航氏（株式会社 Scalar 代表取締役 CEO/COO）

議題 2：その他

議長：著作物の保護と利活用に関する研究会主査・久保田裕氏

議題 1：講演：「著作権保護とブロックチェーン」

株式会社 Scalar 代表取締役 CEO/COO の深津航氏による講演が行われた。

以下概要

○ビジネスモデルの大きな変革

「所得格差の拡大」と「所有に対する意識の変化」

若者の可処分所得が減っていてモノやコンテンツの所有が難しくなっており、スマートフォンやウェアラブルデバイス等その人のためのもの以外は共有するものとなっている。10 代～20 代の若者は所有するのにいくらかかるかではなく、所有するのにいくらかかり、フリマアプリ等でいくらで売れるかを調べて、その差額分を払う価値があるかで購入するか否かを判断している。今までのコンテンツの考え方だと買って所有してもらうのが基本だったが、消費するような「知識を得るだけ」、「流行りにについてくだけ」というものは所有せずにすぐに売るといった行為が始まっている。

「ギャンブル化するビジネス」

新しいビジネスは、そのビジネスモデルに 5～10 年の持続性があったが、最近急速に広がって急速に廃れる傾向にある。世界中で流行ったゲーム機のデバイスは生産が追いつかずに一気に廃れたという事例もあり、デジタルの世界でも同様のことが起こっている。

「ICT によって始まったビジネスの変革」

「情報（を捜す）コスト」、「（それを）検討するコスト」、「（手に入れるために）移動するコスト」、「決断するコスト」、「実行するコスト」の 5 つのコストが取引で生じる手間の総量で、これらが最少化されるものが選ばれる。

○漫画村の事件と、今後取っていくべき方向性

「漫画村事件」

若者が漫画村を利用した理由は、無料だからという理由だけではなく、スマートフォンの容量には限りがあるので、ひとつのアプリで網羅できる漫画村が一番便利だったためという理由がある。

「ブロッキングの難しさ」

日本でブロッキングを行う場合、抵触する恐れのある法律（日本国憲法第 21 条第 2 項、電気通信事業法第 3 条、第 4 条第 1 項・第 2 項）がある。

「様々な対抗策を見てみると…」

大手ポータルサイトが運営している漫画サイトではデジタル署名を埋め込む技術を使用してどこから流出したかを特定し、アカウントにブロックをかけている。

「漫画村の収益の仕組み」

海外企業は、広告が正しく表示されているかをチェックし、説明する責任があることから、当たり前ビューアビリティを取得している。しかし、日本企業は取得していないため、利用者が漫画村のサイトにアクセスすると、広告が画面表示されないのに閲覧したとカウントされる仕掛けにより、漫画村は収益を得ていた。

「広告主が広告掲載を止められない理由」

広告を配信する仕組みは複雑で、どこで広告が流れるのかを確認することは困難。

「ネットで広告収入を得る仕組みを止めるには…」

漫画村のようなサイトが得る広告収入を止めるために“広告主”、“広告代理店”、“アドネットワーク参加企業”、“広告表示サイト”が、改ざん耐性を持った台帳に広告を表示するまでの経路を記録して、“権利者”、“権利団体”がチェックするという取り組みが始まっている。この記録を改ざんされないためにブロックチェーン技術を活用しようとしている。

○ブロックチェーンで何ができるか？

「新しい時代のクリエイターたち」

日本でもお絵かきアプリや音楽コラボアプリ等を使用し、編集者や出版社などといった媒体を経由せずに作品をSNS上で発表するクリエイターが増えてきている。

「新しい時代の著作権の課題」

権利団体・レーベル・出版社等を経由しないため、問題が生じている。使用する際に本当に著作者が了解しているかの判断が難しく、著作者が本人証明をしてその正当性を担保することをブロックチェーンでできるのではと考えている。その中に課金の仕組みや二次・三次利用を認めるか否か等のライセンス条件を載せれば、使用者が著作者に確認せずボタンを押せば同意するという仕掛けをつくることができ、処理が楽になる。

「アートの世界で始まったブロックチェーンの活用」

アートの世界では、若手アーティスト達が自分達の作品をアップロードするネットワークをつくり、ここで売買をし、取引履歴、証明書、規約等の情報をブロックチェーンで共有し、価値を担保するという活動が始まっている。

議題2：その他

事務局から連絡事項

- ①研究会は第4回を1月29日14時～玉井克哉先生をお招きして開催する。第5回は3月中に開催を予定している。
- ②研究会は各団体2名まで参加することが出来る。研究会を有効に活用してもらいたい。

以上